

# 提出内容

受付番号	201610070000378820
提出日時	2016年10月07日08時31分

案件番号	198282005
案件名	放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見の募集について
所管府省・部局名等	原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線対策・保障措置課 電話（直通）：03-5114-2155 電話（代表）：03-3581-3352
意見・情報受付開始日	2016年09月08日
意見・情報受付締切日	2016年10月07日

郵便番号	464-8603
住所	愛知県名古屋市中種区不老町 1
氏名	一般社団法人 日本放射線安全管理学会
連絡先電話番号	080-5121-1456
連絡先メールアドレス	office@jrsm.jp

提出意見	<p>p.7 事前対策の考え方 規制対象非放射性RI数量の基準として1mの地点で1Gy/h（もしくは1Sv/h）となる線量率（p.6、4行目）を置いているのであれば、重篤な確定的影響を生じ得る危険時であるとする現場での判断基準についても、完全に各事業所に任せるのではなく、規制庁としての考え方を示していただきたい。また本学会としても考えてみたい。</p> <p>オフサイト対応機関との連携を予防規程に記載することのうち、消防と警察は地域によって明確に対象が決定されるため記載は容易であるが、医療機関については、被ばく／汚染患者はどこでも受け入れ可能というわけではない。原子力防災指針に示された原子力災害医療体制との整合性を保ち、事業所の地域ごとに明確に対象医療機関を記載できるようにしていただきたい。また保健所の位置付けについても考慮いただきたい。</p> <p>p.7 応急措置を講じた際の、RI事業者による情報提供 必要な事項と認識するが、予防規程本体に定めなくとも、細則やマニュアルとして定めてもよいとしていただきたい。</p> <p>p.11 (2) 防護措置の対象となる放射性同位元素 密封線源、非密封線源ともに、半減期については是非考慮いただきたい。</p> <p>p.11 (3) 線源登録システムの対象となる放射性同位元素の見直し 区分3に該当する密封線源のうち、厚さ計、レベル計、測定器校正等に使用する線源まで対象にすると、規制対象となる事業所が大幅に増加するのではないか。</p> <p>p.14 放射性同位元素防護規程の作成 管理組織は必要であり、その運用ルールも必要である。ただ今までの議論はその方向性を認めたままで、実際に何をさせるのか、何を決めなければいけないのか、というところの議論には至っていない。すなわち実体がない。また、事業所は放射線の防護措置に関しても第一義的な責任を有すると考えられるが、専門的な事項に関して事業所単独ではその責任を遂行できず、民間の警備会社が外注先として入っている事業所が多い。このような現状に即応し、セキュリティの観点も十分に満足させるモデルとなるひな形が必要である。学会としても取り組むべき課題の一つと考える。</p> <p>p.14 放射性同位元素防護管理者の選任 これも前項目と同様に、どのような人材を必要とするのか、講習会ではどのような人材を育成するのか、という点が見えてこない。放射線施設の実体と現場の放射線取扱主任者の業務をよく調べた上で、今後の実体化が必要である。</p> <p>p.15 (5) 防護措置の実施に向けた取組</p>
------	---

記述されている「事業者の理解に資するよう防護措置に係る規制の解釈」と、「使用されていない血液照射装置の課題」について、是非合理的な対応をお願いしたい。

p.23 (2) 自主的、継続的な安全性の向上に係る事業者の取組について

重要なポイントと認識している。RI利用の減少に伴い、予算・人員・老朽化施設維持の面で事業所内における優先度が必ずしも高くない放射線施設としても、放射線安全管理の重要性を事業者に認識させる良い機会となる。関連学協会との連携も視野に、取組例の公開など、水平展開にもコミットメントしていただきたい。

p.24 (2) 新しい規制体系としての考え方・制度の枠組み

定期講習の内容を柔軟に時代に対応させることは重要であるが、それに対応する講師の資質はさらに重要である。講師を選任主任者に絞る、放射線規制室の担当官が講師を務める、学協会における放射線規制室担当者による講演も講習の一部に充当する、職種ごとの事例に基づいた課題解決型の教育を行う、などの、クリエイティブな教育体系の構築を期待する。

p.25 今後、本検討チームで検討を行っていく主な事項

いずれのポイントも妥当である。現場の実態とエビデンスに基づいた判断をお願いする。特に放射線発生装置の危険時の措置については、進行中の多くの先端的研究推進に反することのないようお願いしたい。

p.25 関係省庁が連携し今後検討を行う事項

いずれも大変重要なポイントであり、今回の規制見直しの実効性の根幹に係る。優先順位とマイルストーンを立てて着実に実施していただきたい。

p.26 おわりに 規制の円滑な実施のための体制整備

本学会としてもこのような流れを全面的にサポートしたい。特に検査官の資質向上に関しては、放射線取扱主任者の資質向上と重なる部分が多く、相互理解に基づくより高いレベルの放射線安全管理の達成を目指して、この両者を交えた研修、討論の場が必要と考える。

最後に、新たな放射線規制に対応するための課題の解決などに係るサイエンスを育てることも重要であり、官民を挙げた今後の安全研究の推進には本学会としてもしっかりと取り組んでいきたい。特に医薬品の開発に関する規制の再整備は優先度が高いと考える。